

最高裁秘書第 2845 号

平成 29 年 6 月 20 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

補充理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された補充理由説明書（平成 29 年 6 月 16 日付け）の写しを送付します。

記

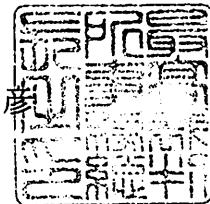
諮問番号 平成 28 年度（最情）諮問第 42 号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話 03（3264）8330（直通）

平成29年6月16日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



補充理由説明書

(平成29年5月23日付け依頼に対する回答)

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問番号

平成28年度（最情）諒問第42号

2 理由

(1) 苦情申出人が苦情申出の対象としている本件回報書は、特定の国家賠償請求事件について、裁判所が、実質上当事者の立場にあるものとして作成し、以後の訴訟対応方針を見据えた上で、請求原因事実の認否及び反論並びにその根拠事実を証する資料の写しを添付したものである。

(2) 本件回報書の別紙のうち「6 関係者等」の欄（以下「関係者等欄」という。）には、違法行為を行ったと主張される公務員等の氏名が記載されているところ、関係者等欄の氏名は、以後の訴訟手続において証人になり得る者として、実質上当事者の立場にある裁判所が想定している者の氏名という性質があるから、国の立証方針の一部を成す重要な情報であり、公にすることにより、内部の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報（法第5条第5号）及び国の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報（法第5条第6号ロ）に相当する。

さらに、原告の主張に係る違法行為が、特定の公務員の違法行為として主張

されている以上、その主体とされている者の氏名である関係者等欄の氏名を公にした場合、当該公務員が非違行為を行った、あるいはその疑いが濃厚であると同僚、知人等から誤認されるとともに、公務員としての資質に疑いを持たれるおそれがあるから、当該公務員個人の権利利益を害することとなる（これは、本件国家賠償請求事件が原告敗訴により終局していることを踏まえても明らかである。）。したがって、関係者等欄の氏名には公表慣行はなく、個人識別情報（法第5条第1号）にも相当する。

なお、関係者等欄の氏名が「職務の遂行に係る情報」（法第5条第1号ただし書ハ）に当たるかどうかについては、「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、行政庁若しくはその補助機関等として、又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員・職員として分任する職務の遂行に係る情報と解されるところ、関係者等欄には、違法行為を行ったと主張されている公務員名が記載されているにすぎず、当該公務員に分任された職務遂行に係る情報とはいえないから、「職務の遂行に係る情報」（法第5条第1号ただし書ハ）には当たらない。

(3) 本件回報書の添付資料は、上記(1)のとおり、実質上当事者の立場にある裁判所が、以後の訴訟手続において想定される主張の根拠事実を証する資料であると評価した文書であるところ、これら資料については、その標題を開示するだけでも、主張の方向性や立証事項の多寡を含めた、国の総合的な訴訟対応方針を推認することができる。したがって、添付資料は、その全てが公にすることにより、内部の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報（法第5条第5号）及び国の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報（法第5条第6号ロ）に相当する。

さらに、添付資料の記載内容には、本件回報書に係る国家賠償請求事件の訴訟当事者以外の個人について、私生活や健康に深く関わる、プライバシー性の高い機微な情報が多く含まれ、その情報の性質からみても、具体的な事実経過に関する記載をもとに、知人等の関係者によって当該個人が特定される可能性

がある情報であるといえる。したがって、全体にわたって、個人識別情報にも相当し、取扱要綱記第3の2による部分開示をすることはできない。

- (4) なお、仮に本件回報書を保有する別の国家機関が、本件回報書と同じ文書を開示しているとしても、裁判所は本件回報書に係る特定の国家賠償請求事件について実質上当事者の立場にあるものであり、他の国家機関とは異なる立場で、(2)及び(3)で検討したとおり、開示の可否を検討すべきものと考える。
- (5) 以上によれば、原判断機関としての最高裁判所が行った原判断は相当である。